

一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業(助成事業)取扱要領

第1 目的

この要領は、一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)が、農福連携推進活動事業実施要領(令和5年3月16日付け農経第1539号岐阜県農政部長通知)に基づき実施する農福連携推進活動事業(助成事業)に関する取り扱いについて定める。

第2 事業の実施

1 事業の内容

別表第1欄に掲げる事業区分ごとに、同表第2欄に掲げる者が行う、同表第3欄の経費に対し、同表第4欄及び第5欄の範囲で助成を行う。

ただし、農業経営体とは、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく農林業センサスで定義された別記の者で県内に住所を有する者、就労系障害福祉サービス事業所及び生活介護事業所とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規程にもとづき指定を受けた就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び生活介護の各事業所で、県内に住所を有し利用者の大半が県民であるもの、障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)で定義された者のほか、発達障害者支援法に規定する発達障害者、難病のある者、高次脳機能障害者をいい、発達障害者、難病のある者、高次脳機能障害者は医師の診断書等により個別に確認する。

また、ノウフクJAS認証とは、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条に規定する格付けの表示をするためにあらかじめ登録認証機関から受ける認証のうち、障がい者が生産工程に携わった食品の規格に係るものをいう。

2 助成期間

助成期間は単年度とし、事業区分ごとに、第2の3(1)～(4)の助成要件をすべて満たした日を始期とする。

また、同じ助成対象者への助成は事業区分毎に1回限りとする。

3 助成要件

(1) 障がい者受入体験への助成

ア 事業の対象となる農作業受委託又は雇用は、過去に就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所と受委託契約又は障がい者個人と雇用関係がなく、申請日の属する年度において初めて契約を締結するものであること。

イ 農作業受委託又は雇用は、農畜産物の生産(自らが生産した農畜産物の加工を含む)に関する業務に従事するものであること。

ウ 障がい者個人は、当該助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)の農業経営体代表者の親族(3親等以内)に限られないこと。

エ 事業の対象となる農作業受委託又は雇用は、休日を除き連続する契約期間のうちの、最初の連続する期間を助成の対象とする。

(2) ノウフクJAS認証取得への助成

ア 同一年度内のノウフクJAS認証取得のために農福連携推進活動事業取組計画書を提出すること。

イ 認証取得手数料は申請書受理手数料、書類審査料、実地検査料・検査員旅費、判定料、事務手数料を含み、ノウフクJAS生産行程管理者講習会、認証書・ノウフクJASマークシール等交付手数料、年次監査手数料(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第46条第1項第1号ニの登録認証機関が定期的に実施する調査)は含まない。

(3) 農業参入への助成

ア 農業参入について、運営法人の意思決定があること

イ 市町村農業担当課、地域のＪＡ、県地域農林事務所、農業ジョブコーチ（（一社）岐阜県農畜産公社岐阜県農業ジョブコーチの設置及び派遣要領に規定する「農業ジョブコーチ」をいう。以下同じ。）等の指導を受けて営農計画書を作成し、参入の翌年度に年５０万円以上の収入規模(粗収入)を目指す事業であること

ウ 申請者となる運営法人の代表者の親族(３親等以内)以外に、農業に従事する予定の利用者がいること

エ 農業経験者、農業研修経験者など農業経営の知識のある職員等がいること

オ 農業ジョブコーチの派遣を要請し技術指導を受け入れること。

カ 利用計画又は既存施設等に対して、規模・性能が過大でないこと。自力もしくは他の助成によって整備中もしくは完了したものではないこと。なお、別表第３欄の施設整備にかかる設計・監理費は、同一年度内に施設整備が完了する場合に対象とする。また、用地購入又は賃貸にかかる経費、既存施設の解体撤去費、パソコン等直接農作業に用いない汎用性の高い備品は対象外とする。

(4) 経営改善につながる環境整備への助成

ア 助成事業の対象となる対象従業員については労働者災害補償保険に加入すること。また、雇用保険は、法令に従い加入すること。

イ 前号の雇用にあたり、書面による雇用契約を締結すること。

ウ 雇用する障がい者は、申請者の農業経営体代表者の親族(３親等以内)のみでないこと

エ 過去に雇用に関して法令に違反したことがないこと。

オ 本助成事業で言う経営改善等に必要な機械・施設等の整備とは、障がい者が安全・安心に働くために必要な休憩所・トイレの整備、障がい者が苦手とする作業を補うための機械・機器の購入、障がい者の就労機会の拡大につながる加工施設や販売施設の整備、加工機械の導入をいい、障がい者の雇用促進や雇用規模拡大のために整備するものとする。

また、利用計画又は既存施設等に対して、規模・性能が過大でないこと。自力もしくは他の助成によって整備中もしくは完了したものではないこと。

カ 本助成事業の施設整備にかかる設計・監理費は、同一年度内に施設整備が完了する場合に対象とする。また、用地購入又は賃貸にかかる経費、既存施設の解体撤去費、パソコンや軽トラック等汎用性の高い備品は対象外とする。

(5) 次に掲げる事項に該当する場合は、公社理事長（以下「理事長」という。）は助成金の交付を停止する。

ア 別表及び第２の(1)～(4)項の要件を満たさなくなったことが確認された場合。

イ 取り組みを中断・中止した場合。

ウ 助成金の対象となった事業と同一の事業に対して国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

(6) 助成金の返還等

虚偽の申請を行った場合は、助成金の全額を返還すること。

(7) 事業効果等の調査協力

公社又は県が実施する調査等に協力すること。

4 申請者の手続等

(1) 取組計画書の提出

申請者は、農福連携推進活動事業取組計画書(別紙様式第１号。以下「取組計画書」という。)を作成のうえ、理事長に提出する。

第２の３（１）の助成については、農作業受委託又は雇用契約の締結後、速やかに提出すること。

(2) 事業の着手

事業の着手は原則として、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づくものとする。ただし、地域の実情や事業の効果的な実施を図るうえで緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、別記様式７号による交付決定前着手届を理事長へ提出するものとする。

(3) 取組計画の変更

申請者は、取組計画に軽微な変更以外の変更が生じた場合には、速やかに農福連携推進活動事業取組計画変更(中断・中止)届(別紙様式第2号。以下「変更・中断・中止届」という。)により(1)の手続きに準じて変更手続きを行う。

なお、軽微な変更の範囲は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(4) 取組みの中断・中止

ア 申請者は、取組計画の中断又は中止が必要となった場合は、速やかに変更・中断・中止届を理事長に提出する。

イ アの中断届を提出した者が本事業の取組を再開する場合は、農福連携推進活動事業取組計画再開届(別紙様式3号)を理事長に提出する。

(5) 取組実績の報告

申請者は、第2の5の(1)で交付決定を受けた取組みが完了したら速やかに農福連携推進活動事業取組実績報告書(別紙様式第1号。以下「実績報告書」という。)を作成のうえ、証拠書類を添えて理事長に提出し、速やかに公社の審査を受けなければならない。

また、第2の3(1)の助成については、参考様式1を合わせて提出する。

(6) 請求書の申請

公社より額の確定(別紙様式6号)の通知を受けた申請者は、速やかに確定された金額を農福連携推進活動事業助成金交付請求書(別紙様式第4号。以下「交付請求書」という。)で申請する。

(7) 消費税・地方消費税の取り扱い

申請者は、取組計画書、実績報告書の提出にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額)を減額しなければならない。ただし、取組計画書の提出時において当該金額が明らかでない場合はこの限りでない。

5 岐阜県農畜産公社の手続等

(1) 取組計画の承認、交付決定

理事長は、申請者から取組計画書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で助成を行うこととして、別紙様式第5号により交付決定を申請者に通知する。

(2) 取組計画の変更承認

理事長は、取組計画の軽微な変更以外の変更申請があった場合は、(1)の手続きに準じて処理する。

なお、軽微な変更の範囲は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

(3) 助成金の交付

理事長は、第2の4の(5)の実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、適当であると認めた場合は助成金の額を確定し額の確定(別紙様式6号)を交付通知する。

額の確定後、申請者より交付請求書の申請があれば速やかに助成金を交付する。

(4) 取組み計画の中断・中止等の取り扱い

理事長は、次に掲げる事項に該当する事態が発生した場合は、速やかに状況を把握するとともに必要に応じて申請者に対し、指導・助言及び調整を行う。

① 第2の4の(4)の取組みの中断又は中止の報告を受けた場合

② 申請者に取組み継続の意思がないと認められる場合

③ その他理事長が、取組みの中断又は中止がやむを得ないと認める事由が発生した場合

第3 岐阜県農畜産公社職員の派遣

理事長は、申請者が当該助成事業を実施するにあたり、随時、公社職員を派遣し、相談、助言の業務に従事させるものとする。

第4 助成により整備された施設設備の利用状況確認

- (1) 別表事業区分2～4の助成を受けた事業実施主体は、助成により整備した施設、機械・器具に事業名(令和○年度岐阜県農福連携推進活動事業(助成事業))を表示し、利用計画(第2の4(1)の取組計画の第2の3(2)及び4(2)、以下「利用計画」という。)に沿って利用しなければならない。また、利用計画に定めた期間後も、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間、本事業の目的に沿って誠実かつ有効に運用しなければならない。
- (2) 申請者は、理事長が必要とする場合、遂行状況(参考様式2)を報告するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則(平成29年4月1日付け農畜第23号)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附則
- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和元年12月4日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する
附則
- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する

別記

農業経営体(農林水産省/農林業センサス)

「農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は農作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。」

1 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業

2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業

(ア)露地野菜作付面積 15a

(イ)施設野菜栽培面積 350 平方メートル

(ウ)果樹栽培面積 10a

(エ)露地花き栽培面積 10a

(オ)施設花き栽培面積 250 平方メートル

(カ)搾乳牛飼養頭数 1 頭

(キ)肥育牛飼養頭数 1 頭

(ク)豚飼養頭数 15 頭

(ケ)採卵鶏飼養羽数 150 羽

(コ)ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

(サ)その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

3 農作業の受託の事業

別 表

事業区分	助成対象者	事業の内容	助成要件	助成額	軽微な変更の範囲
1 障がい者受入体験への助成	農業経営体 (就労系障害福祉サービス事業又は生活介護事業として農業を行う法人を除く)	障がい者の雇用体験として、農業経営体が就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所に支払う作業料金又は障がい者個人に支払う賃金に対し助成する。	・就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所と農作業受委託契約を締結するか、又は障がい者個人と雇用契約を締結すること。 ・就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所による農作業日数及び障がい者の勤務日数は、5 日以上であること。 ・助成日数は、30 日以内とする。	定額 (支払相当額を助成。ただし、上限を 100 千円とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額に変更を及ぼす変更 ・対象となる就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所及び障がい者個人の変更
2 ノウフク J A S 認証取得への助成	・農業経営体 ・就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業で、業として農業を行う法人	ノウフク J A S の新規認証取得手数料(検査員の現地検査交通費を含む)に係る経費に対し助成する。	県内に住所を有する農業経営体又は就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所であること	事業に要する経費の 1/2 以内	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額に変更を及ぼす変更
3 農業参入への助成	就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行なう法人	農業参入するために必要な施設の整備、農業機械・資材の購入、農業用機械等の賃貸(当該年度内に限る)にかかる経費に対して助成する。	・使用し、収益できる農地又は農地以外の土地を有していること。 若しくは当該土地において農業用施設を整備する権利を有していること ・新たに整備する農業用施設・農業用機械等であること	定額(ただし助成対象者ごとに助成額 2000 千円を上限とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額に変更を及ぼす変更
4 経営改善につながる環境整備への助成	・農業経営体 ・就労系障害福祉サービス事業又は生活介護事業で、業として農業を行う法人	障がい者の雇用促進や雇用規模拡大等の経営改善に必要な機械・施設等の整備に係る経費に助成する。	・県内に事業所を有する農福連携に取り組む農業経営体で、作業に従事する障がい者を新たに増やすこと	事業に要する経費の 1/2 以内 (ただし助成対象者ごとに助成額 1000 千円を上限とする。)	次に掲げる変更以外の変更 ・助成金の額に変更を及ぼす変更

別紙様式第1号

令和 年度農福連携推進活動事業取組計画（実績）書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所

団体名

代表者氏名

第1 事業の取組方針
1 経営の現状と課題

2 取組目標

※経営上の課題を踏まえ、助成事業を活用して何をを目指すか

第2 事業取組計画（実績）

障がい者が作業に従事する品目	
作業委託契約を締結する障害福祉サービス事業所の名称又は雇用契約を締結する障がい者の氏名 ※申請者が障害福祉サービス事業として農業に参入する法人の場合は記入不要	
取り組む事業（複数選択可）	☐ 障がい者の受入体験 → 1 を記入 ☐ ノウフク JAS 認証取得 → 2 を記入 ☐ 農業参入 → 3 を記入 ☐ 経営改善につながる環境整備 → 4 を記入

1 障がい者の受入体験
(1) 取組内容

受入期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
うち助成期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
障がい者が従事する作業	

(2) 作業計画(実績)

日数	作業日	作業内容	作業量又は作業時間	作業料金 又は賃金の額(円)
1	月 日()			

2	月 日()			
3	月 日()			
4	月 日()			
5	月 日()			

⋮

合 計	
-----	--

2 ノウフク J A S 認証取得

(1)取組内容

認証区分 (該当数字を○囲み)	ノウフク食品の品名	障がい者が携わる 生産行程	申請時期
1 ノウフク生鮮食品			
2 ノウフク加工食品			

(2)ノウフク J A S マーク利用計画

ノウフク食品の名称	生産量	出荷先	出荷期間 月 ～ 月

3 農業参入

(1)取組内容

名 称	具体的な用途、事業内容、目的、 作業環境の現況と改善効果等	単 価	数量	事業費(円・税込)
合 計				

※見積書等事業費の根拠となる資料を添付する

※事業費は税込とし、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する(第2-4(5))

(2)利用計画

名 称	導入時期	対象障がい者数 (うち3親等以内)	利用期間 (減価償却期間)

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間

経過年数	対象障がい者数	利用期間	備考
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目以降			

4 経営改善につながる環境整備

(1)取組内容

名 称	具体的な用途、事業内容、目的、作業環境の現況と改善効果等	単 価	数量	事業費(円・税込)
			合 計	

※見積書等事業費の根拠となる資料を添付する
※事業費は税込とし、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額する(第2 4 (5))

(2)利用計画

名 称	導入時期	対象障がい者数 (うち3親等以内)	利用期間 (減価償却期間)

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の定める期間

経過年数	対象障がい者数	利用期間	備考
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目以降			

(3)新たに作業に従事する障がい者数： _____人

第3 経費の配分

(税込み*1、単位：円)

事業区分	総事業費 (A+B+C)	負担区分			備 考
		県補助金(A)	自己負担(B)	その他(C)*2	
障がい者の受入体験					申請中の国、県及び他団体の補助金等がある場合は以下に記入する。
ノウハウJAS認証取得					
経営改善につながる環境整備					
農業参入					
合 計					

*1 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額がある場合は当該金額を控除すること
*2 国、県及び他団体からの補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は申請できません。

第4 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

第5 添付資料

[ノウフク J A S 認証取得]

- ・登録認証機関が発行する見積書等費用の額が明記されているものの写し
- ・申請者が法人の場合は、法人としてのノウフク J A S 認証取得の意思決定がわかるもの(理事会議事録等)
- ・実績書の場合は、ノウフク J A S 認証書の写し、認証手数料領収書(振込済通知書等)
- ・別紙様式第 1 号附属資料(ノウフク J A S 認証)

[農業参入]

- ・営農計画書

[農業参入、経営改善につながる環境整備]

- ・仕様書及び見積書
(取組実績書の場合、取組計画書と変更ない場合は添付を省略できる。)
- ・別紙様式第 1 号附属資料(農業参入、経営改善につながる環境整備)
- ・契約書(雇用契約、請負契約、工事契約等)
- ・納品書、請求書、領収書など、事業費の支払内容が分かる書類(取組実績書の場合)

別紙様式第 1 号附属資料(ノウフク J A S 認証)

1 申請団体等の概要

(経営概況)

[耕作面積・施設面積] _____ (ha a m²)

[生産品目]

[年間販売額] _____ (千円)

[主な出荷(販売)先]

2 農福連携の取り組みの概要

[障がい者が作業に従事する品目]

[従事する作業行程]

[従事する障がい者数] _____ 人

[作業委託契約を締結する障害福祉サービス事業所又は雇用契約を締結する障がい者の人数]

(申請者が障害福祉サービス事業所の場合は記入不要)

[契約の始期]

[工賃・賃金] _____ 円/月・日・時・その他(_____)

3 その他

日程	項 目	備 考
月	ノウフク J A S 生産行程管理者講習会	参加(人)・不参加

別紙様式第1号附属資料(農業参入、経営改善につながる環境整備)

1 申請団体等の概要

事業種別		内容等			
	農業経営体	経営耕地面積	(単位:)		
		主要作物の作付面積	品目	面積	
				(単位:)	
				(単位:)	
				(単位:)	
	直近の年間総販売額	円			
	障害福祉サービス事業所 農業に従事する利用者の利用サービス(該当項目に○)	農業参入する障害福祉サービスについて			
		開設年月日			
		利用者数	人(うち県内在住 人)		
		農業経験者のある職員等	身分	人数	中心人材の職歴・研修歴
				人	
	人				
	人				
	就労移行支援				
	就労継続支援A型				
	就労継続支援B型				
	生活介護				

当てはまる種別に

*身分:社員・職員、パート、アルバイト等の種別を記入する

2 農福連携の取り組みの概要

(1)障がい者が生産に従事する品目

--

(2)障がい者が従事する生産行程・人数

生産行程の内容	従事障がい者数	うち3親等内	備考
	人	人	

(3)農業参入計画(農業参入の場合)

○経営耕地(・施設)面積

計画年	地目(施設名)	面積	うち権利取得済
当初		(単位:)	
		(単位:)	
参入5年度末		(単位:)	
		(単位:)	

○栽培品目、売上

年次	主要栽培品目	栽培方法	販売先	販売総額
1年目				円
2年目				円
3年目				円
4年目				円
5年目				円

○農業参入計画の作成指導を受けている機関・部署

--

(4)障がい者の受け入れ経緯(経営改善につながる環境整備の場合)

区 分		人 数 等		
☐ ハローワークの斡旋による雇用 ☐ ぎふアグリチャレンジ支援センターによる作業(受)委託のマッチング ☐ その他 (具体的に：)  当てはまる区分に「✓」	雇 用	身 分*	人数(うち3親等以内)	雇用期間
			()人	
			()人	
	作 業 受 委 託	委託先事業所名	人数	契約期間
			人	
			人	

* 身分：社員・職員、パート、アルバイト等の種別を記入す

z

3 施設・機器等の管理
整備する資産の償却期間

名称	法定減価償却期間
	年
	年
	年

※減価償却期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)の定める期間。この間、資産を補助目的に沿って有効に利用する義務があります。

別紙様式第 2 号

令和 年度農福連携推進活動事業取組計画変更（中断・中止）届

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度農福連携推進活動事業の取り組みを変更（中断・中止）しますので、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業（助成事業）取扱要領第 2 の 4 の（2）及び（3）アの規定に基づき届出ます。

変更・（中断←・中止）日	令和 年 月 日
変更・（中断←・中止）理由	
再開の見込み	

※事象以外の項目を「＝」で消すこと。

別紙様式第 3 号

令和 年度農福連携推進活動事業取組計画再開届

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所

団体名

代表者氏名

農福連携推進活動事業の取り組みを再開しますので、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業(助成事業)取扱要領第 2 の 4 の(3)イの規定に基づき届出ます。

中断した期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再開日	令和 年 月 日

別紙様式第4号

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度農福連携推進活動事業助成金交付請求書

農福連携推進活動事業実施要領別記2の第2の5及び一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業(助成事業)取扱要領第2の4(6)の規定により、助成金の交付を申請します。

助成申請額								円
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

助成金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所		出張所			
	金 融 機 関 コ ー ド											
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号							
	郵便局	記号				(当座)番号						
	口座名義人		(ふりがな) 氏 名									

* 振込口座のわかる通帳の写しを添付する。

様

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長

令和 年度農福連携推進活動事業助成金の交付決定について

令和 年 月 日付けで提出された、令和 年度農福連携推進活動事業取組計画書を承認し、下記のとおり標記助成金を交付することとしましたので、農福連携推進活動事業実施要領別記 2 の第 2 の 2 及び一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業(助成事業)取扱要領第 2 の 5(1)の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業区分	
総事業費	円
県補助金	円

* 取り組みを変更(中断・中止)、再開する場合、取り組みを完了した場合は、速やかに届出を行うこと。

- 1 助成事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、取組計画書に記載の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 2 申請者は、次の法令及び要綱に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
 - (3) 岐阜県農業振興事業補助金交付要綱(平成 18 年 3 月 31 日付け農政第 294 号農政部長通知)
- 3 助成事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては公社の承認を受けること。
- 4 申請者は、助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、仕入れに係る消費税等相当額を含めて申請した場合には、次の条件に従わなければならない。

- (1) 申請者は、実績報告(4の(4)の規定による報告をいう。以下同じ。)を行うに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに公社に報告するとともに、公社の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号))を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 6 公社は、申請者が交付の条件に違反した場合には、助成金の全部又は一部を返還させることがある。
- 7 申請者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 8 申請者は、前記7の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、処分制限期間においては、公社の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付又は担保に供してはならない。
- 9 公社は、申請者に承認に係る財産の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を公社に返還させることがある。

様

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長

令和 年度農福連携推進活動事業助成金の額の確定について

令和 年 月 日付けで提出された、令和 年度農福連携推進活動事業取組実績報告書に基づき、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業（助成事業）取扱要領第 5 の（3）の規定により、下記のとおり標記補助金の額を確定したので通知します。

記

事業区分	
交付決定額	円
確定額	円

(別紙様式第7号)

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 様

(住所)

(法人名・代表者名)

令和 年度の福連携推進活動事業助成金の交付決定前着手届

農福連携活動推進事業（助成事業）取組計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、助成金交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、助成金申請者が負担するものとする。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が取組計画の交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から助成金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(参考様式1)

障がい者受け入れ体験助成 受け入れ結果

申請者名 _____

作業委託事業所等名 _____

1) 作業内容

2) 作業期間

3) 作業状況

4) 作業の評価及び感想

(参考様式2)

令和 年 月 日

一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 様

(住所)

(法人名・代表者名)

令和 年度農福連携推進活動事業にかかる補助事業遂行状況の報告書

令和 年 月 日付け農畜第 号で額の確定が通知された標記の補助金の遂行状況について、一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業（助成事業）取扱要領第4の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

整備した施設又は機械・器具	
減価償却期間	
整備目的	
遂行状況* (令和 年 月 日現在)	

*一時的に整備目的にそぐわない状況になっていない場合は、改善の見通しを記載する